



2017年5月15日

各 位

上 場 会 社 名	イ ビ デ ン 株 式 会 社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 竹 中 裕 紀
(コ ー ド 番 号	4062 東 証、名 証 第 1 部)
責 任 者 の 役 職 氏 名	経 営 企 画 部 長 廣 瀬 康 人
電 話 番 号	(0584) 81-7973

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月16日開催予定の第164回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2017年2月28日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、2017年6月16日開催予定の第164回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行議案を付議する予定であります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりであります。

3. 日 程

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日（予定） | 2017年6月16日（金曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2017年6月16日（金曜日） |

以 上

【別紙】変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条(機 関) 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条(取締役の員数) 本会社の<u>取締役は、18名以内とする。</u></p> <p>第18条(取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>第19条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p> <p>第20条(代表取締役、役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を若干名選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条(取締役会の招集権者及び議長) (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条(機 関) 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条(取締役の員数) 本会社の<u>監査等委員でない取締役は、16名以内、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>第18条(取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>第19条(取締役の任期) <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員の残任期間とする。</u></p> <p>第20条(補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間) <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条(代表取締役、役付取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役</u>の中から代表取締役を若干名選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条(取締役会の招集権者及び議長) (現行どおり)</p>

第22条（取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条（取締役会の決議方法）
（条文省略）

（新設）

第24条（取締役会規則）
（条文省略）

第25条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第26条～第27条（条文省略）

第5章 監査役及び監査役会
（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第23条（取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議方法）
（現行どおり）

第25条（重要な業務執行の決定の委任）本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会規則）
（現行どおり）

第27条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める。

第28条～第29条（現行どおり）

第5章 監査等委員会

第30条（監査等委員会の設置）本会社は、すべての監査等委員である取締役で組織する監査等委員会を置く。

第31条（常勤の監査等委員）監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

第32条（監査等委員会の招集）監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条（監査等委員会の決議方法）監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数を以て行う。

第34条（監査等委員会規則）監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

<p><u>第28条（監査役の員数）</u> 本会社の監査役は、5名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>第29条（監査役の選任）</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p>	(削除)
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</u></p>	(削除)
<p><u>3. 本会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条（監査役の任期）</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条（常勤の監査役）</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>第32条（監査役会の招集通知）</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役会規則）</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>第34条（報酬等）</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>第35条（社外監査役との間の責任限定契約）</u> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削除)

<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第164回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めによるところによる。</u></p>
--	---

以 上